

平成18年 4月26日現在

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	01総論	01総論	1	利用者負担額について、地方単独助成を行うことは可能か。介護保険では1割負担の単独助成を行うことは適切でないとの通知が出ていたが、自立支援法についてはどうか。	最終的には各自治体のご判断となるが、利用者負担については、費用を皆で支え合うという趣旨からお願いしているものであり、利用者にご負担いただくべきものと考えている。	2～6	課長会議Q&A
01負担上限月額	01総論	01総論	2	施設訓練等支援費の各種加算については、加算分も1割の利用者負担の算定に反映されることとなるのか。	平成18年4月以降の報酬単価については、 現在加算を含めて検討中であるが、仮に加算制度が継続する場合には、加算分も含め、 1割の利用者負担の算定に反映されることになる。 (ただし、利用率が低い施設に対する激変緩和措置による加算及び上限額管理加算を除く。)	2～6	課長会議Q&A
01負担上限月額	01総論	01総論	3	特例介護給付費等についても、利用者負担の月額上限額の適用はあるのか。	特例介護給付費等については、介護給付費等において適用される利用者負担の月額上限額は適用されず、法律上は、償還払いの高額障害福祉サービス費により上限額が設定される。なお、特例介護給付費等及び高額障害福祉サービス費は、制度上、償還払いとなっているが、運用上、受領委任方式により、現物的な給付とし、上限額管理を行うこととして差し支えない。	2～6	課長会議Q&A
01負担上限月額	02区分の算定方法	01市町村民税世帯非課税者の意味	4	過去の資料で市町村民税均等割非課税、市町村民税非課税、市町村民税世帯非課税等の用語が使われている理由は何か。(市町村民税均等割非課税は自治体独自で条例等で死亡減免をしている場合があるぐらいと思われる。)	資料上、用語の統一がされていないが、低所得1・2ともに、市町村民税世帯非課税(均等割、所得割とも非課税)を指している。	2～4	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	02区分の算定方法	01市町村民税世帯非課税者の意味	5	市町村民税課税非課税とは、所得割・均等割ともに非課税であることを意味するとのことだが、利用者負担資料によると、地方税法第328条の規定によって課する所得割を除くところがある。例外があるということか。	退職金等に係る住民税（退職所得にかかる所得割）のみが課税されている場合については、課税世帯としないということである。	2～4	その他
01負担上限月額	02区分の算定方法	01市町村民税世帯非課税の意味	6	17年10月に外国から帰国した者が、18年4月に障害福祉サービスを申請した場合、4月から6月は前年度の課税状況により月額負担状況を判断することとなるが（次問参照）、17年度は住民税非課税であるから低所得2ということになるのか。	市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合は、一般世帯として扱う。（障害者自立支援法施行令第17条第1項第2号参照）	2～4	その他
01負担上限月額	02区分の算定方法	02課税年度	7	課税年度の切り替わる平成18年6月の障害福祉サービスの新規申請者の場合、平成17年度の課税資料をもとに決定するのか、それとも平成17年度と平成16年度の課税資料の提出を求め、継続申請者と同様の事務手続きとするのか。（6月中に当年度の市町村民税の課税状況を見て判断するのは困難である。）	障害福祉サービスを受ける日の属する年度の課税資料で判断するが、4月から6月までは前年度の課税資料で判断する。よって、平成18年6月に受けるサービス分について申請する場合、平成16年度の課税資料をもとに決定することになる。	3	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	02区分の算定方法	02課税年度	8	負担上限月額と個別減免の認定を行う際に、市町村民税課税・非課税証明書、年金・手当等の受給のわかる書類で確認するとあるが、証明書等はいつ時点のものを利用するか整理した形で示されたい。	<p>挙証資料の時点については、基本的に負担上限月額、個別減免それぞれの認定の際、同じ時点のものを利用することになる。</p> <p>1 住民税世帯非課税かどうかの判断に当たっては、サービス等のあった月の属する年度により判断される。(4月～6月は前年度)</p> <p>たとえば、18年4月～6月は17年度の課税世帯であるかどうか、18年7月～19年3-6月は18年度の課税世帯であるかどうかにより判断される。</p> <p>2 収入80万円以下であるかどうかの判断に当たっては、地方税法上の合計所得金額、年金・手当等とともに、サービス等のあった月の属する年の前年の収入により判断される。(1月～6月は前々年)</p> <p>たとえば、18年4月～6月は16年の収入、18年7月～19年3-6月は17年の収入により判断される。</p>	3	その他
01負担上限月額	02区分の算定方法	03低所得1の「障害児の保護者」の意味	9	障害児の負担上限月額の区分を認定する際、父母がいる場合は、どちらの収入で決めるのか。	制度の趣旨から、収入が多い者の方で認定することとなる。	4	課長会議Q&A
01負担上限月額	02区分の算定方法	03低所得1の「障害児の保護者」の意味	10	18、19歳の施設入所者の上限月額を決定するとき、出身世帯が非課税世帯である場合、低所得1か低所得2の判断をするときに、本人の収入で判断するのか。	低所得1、低所得2の判断は本人の収入によって行う。	4	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	02区分の算定方法	03低所得1の「障害児の保護者」の意味	11	施設入所者で18歳、19歳である場合は「保護者等当該障害者を監護する者」の属する世帯で負担上限月額を認定するとあるが、「監護する者」の具体的内容を示されたい。	監護する者の範囲は、児童福祉法に規定する保護者と同様である。 児童福祉法第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。	4	ヘルプデスク
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	12	利用者負担の収入認定において、作業所工賃や仕送り等年金以外の収入は含めるのか。含めるならば、障害基礎年金2級を受給している者で少しでも工賃があれば「低所得2」になるという理解でよいか。	低所得1又は低所得2に係る負担上限月額の決定においては、工賃収入や仕送り等の年金以外の収入は、非課税の収入ではないため、算定対象となる収入（所得）のうちの合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号）に反映することとなり、税法上、必要経費等が控除された後の額が所得として反映されることとなる。 （工賃収入は、雇用関係の有無等によって、合計所得金額に算入される給与所得又は雑所得の算定対象となる収入に区分される可能性が高いものと思料。（どの所得に区分されるかは個々のケースに応じて税部局が判断することとなる。））	2～3	課長会議Q&A
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	13	80万円の収入を判定する際に、自治体から独自に支給されている手当についてはどのように取り扱われるのか。	自治体から支給されている手当については、課税収入であれば、「合計所得金額」に反映されていることとなり、非課税収入であれば、非課税のものについては、限定列举されているもの以外は算定しないため、収入には算定されないこととなる。	2～3	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	14	負担上限月額を定める際の所得区分の設定時に、「特別児童扶養手当等」として列挙されている手当は、限定列挙なのか。	お見込みのとおり。「特別児童扶養手当等」については、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当に限る。	2～3	課長会議Q&A
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	15	負担上限月額を定める80万円の収入は、サービスを受けた月の前年の合計所得金額、公的年金等、障害年金等とされている。障害年金等の振り込み通知書は年度ベースで送られてくるため、例えば、17年分として支給された年金を確認する場合、16年度の通知書と17年度の通知書の2枚を必ず確認する必要があるのか。	お尋ねのケースの場合の17年分を確認する場合には、原則としては、16年度の月割額と17年度の月割額の合計とする。事務の簡素化の観点から、17年度分の年金額を確認することによって、年額の支給額とみなす取扱いができることとする。	2～3	課長会議Q&A
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	16	「障害年金等」の中に老齢基礎年金があげられているが、課税年金については「地方税の合計所得金額」との二重計上になるのではないか。	老齢年金については、公的年金等控除の対象となり、120万円まで(65歳以上の場合)控除されるため、老齢年金が80万円以下である場合は、「地方税の合計所得金額」に反映されないこととなる。老齢年金については、障害年金と選択することが可能であるため、老齢年金を選択したため、収入に算定されないこととなるのは障害基礎年金等とのバランスを欠くこととなるため、別途、年金証書の写し等で確認することとしている。なお、65歳以上ではない場合についても、低所得1は収入が80万円以下であることを要件としているため、実際に二重計上が問題となるケースはほとんどないと思われる。	2～3	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	02区分の算定方法	04低所得1の「収入80万円以下」の意味	17	負担上限月額の判定の際、恩給、健康保険法に基づく傷病手当も収入に含まれると考えてよいか。	<p>負担上限月額の低所得1の判定の際には、限定列挙した収入のみにより80万円を把握することとしている。</p> <p>恩給は所得税法第35条第2項第1号に規定されるものは公的年金等に含まれ、非課税のものは除かれる。</p> <p>健康保険法に基づく傷病手当は含まない。(但し、個別減免、社会福祉法人減免の判定の際は含まれる。)</p> <p>所得税法第35条第2項第1号 第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。</p> <p>2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額</p> <p>二 (略)</p> <p>3 前項に規定する公的年金等とは、次に掲げる年金をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 恩給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	2 ~ 3	ヘルプデスク
01負担上限月額	03手続き	01申請方法	18	障害年金・遺族年金等の非課税所得認定については、従来の施設訓練等支援費の収入認定のように個別で年金証書や振込通帳による収入確認するのか。同意書受け取りで、社会保険庁に一括照会する等の方法考えてないか。	<p>申請時の添付書類(年金証書の写し、振込通知書の写し)により確認する。確認できない場合は、必要に応じ、社会保険事務所等に確認する。</p> <p>なお、申請時に年金情報等の調査同意を採ることは差し支えない。</p>	3 ~ 5	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	01申請方法	19	市町村民税課税世帯の場合は、低所得1、2に該当しないことから、収入認定をしなくてもよいか。また、世帯で課税者が一人でも確認できれば、他の世帯員の税申告や税把握も必要ないか。	市町村民税課税世帯の場合は、収入認定は必要ない(世帯の課税・非課税区分の認定のみを行えばよい。)。また、世帯に課税者が一人でもあれば、他の世帯員の所得把握ができなくても課税世帯として認定して差し支えない。	3 ~ 5	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	01申請方法	20	所得認定について、本人から同意書を得ることにより調査して足りる場合であれば、利用者の事務的負担軽減のため、本人から提出する添付書類を省略する取扱いとしてよいか。	差し支えない。	3 ~ 5	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	21	18, 19歳の者のグループホーム入居者と施設入居者における考え方の違いは如何。	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームについて 基本的に、グループホームは「住まい」の場であり、未成年であっても、独立して暮らせるということから、グループホームに入居しているものと考えられる。 このため、グループホームで保護者から独立して生計を営んでいる主体として、単身世帯（住民票も移すことが前提。住民票を移していない場合は、「02-03-02個別減免、補足給付については、住民票を必ずグループホーム、施設に移していないと適用されないのか。」の考え方に従って取扱う。）と考え、個別減免の対象とし、本人の収入で個別減免の判断は行う。ただし、保護者等から仕送りがある場合は仕送りを収入認定する。 ・ 入所施設について 入所施設については、未成年者が独立して暮らせるから別に暮らしているものではなく、基本的に保護者の監護を受ける必要があるが、施設に入所しているものと考えることができる。（「住まい」として移っているものではないという考え方） このため、保護者の監護のもとで暮らしている主体として、（住民票は分けないことが前提。ただし、住民票を分けていても、保護者がいる場合には、保護者と同一世帯に属する者とみなす。）保護者と同一の世帯に属する者として、負担上限月額等を設定する。（ただし、支給決定を受ける主体は本人であるため、低所得1の80万円の収入を見る際は、本人の収入で見る。） この際、地域で暮らす保護者と生計を一にしているため、個別減免は行わず、地域で子どもを養育するために必要な費用額となるよう、補足給付を支給することとする。 	4	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	22	利用者負担資料に「なお、18、19歳の障害者については、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定して」とありますが、18、19歳の障害者が在宅で単身世帯である場合は、障害者本人のみで所得区分を認定するのか、または、監護する者の属する世帯で所得区分を認定するのか。	18、19歳の障害者が在宅で生活している場合の負担上限月額に係る所得区分の認定は、その属する世帯の所得で判断することとなる。(その世帯が単身であれば、単身)	4	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	23	生活保護や特別障害者手当等では、住民票の世帯のみではなく、生活実態を把握することとされているが、自立支援法では別の取扱いとなるのか。	障害者自立支援法における世帯認定については、介護保険や医療保険と同様、原則として住民基本台帳に基づいて行うこととしている。 ただし、障害者と同一の世帯に属する親、兄弟、子ども等がいる場合であっても、その親、兄弟、子ども等が、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととしたときは、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとしている。	4	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	24	近い将来に世帯分離する予定である場合、分離後の世帯として負担上限月額等判断してよいか。	市町村の判断により、事務の簡素化の観点から分けることを前提として判断してよい。	4	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	25	負担上限月額の世帯認定と、高額障害福祉サービス費、個別減免の世帯認定とは、同じ世帯認定を行うのか。	お見込みのとおり。	4	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	26	費用負担軽減にかかる世帯の範囲は、原則として住民基本台帳によるとのことだが単身赴任の配偶者は含むと考えるのか。	<p>障害者については、原則、住民基本台帳上、同一世帯であるかどうかにより判断される。</p> <p>なお、障害児で親が単身赴任しているような場合については、単身赴任している親も同一世帯であるとみなして世帯の範囲を認定する。</p>	4	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	27	同一住居でありながら住民票上別世帯である場合は、扶養控除、健康保険の被扶養者認定を受けていたとしても、世帯の範囲に含まれないのか。	<p>原則、住民基本台帳上、同一世帯であるかどうかにより判断される。</p> <p>この場合、世帯の範囲には含まれない。</p> <p>なお、同一住居でありながら住民票上別世帯となるか否かについては、住民基本台帳法上の考え方によって判断される。</p>	4	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	28	外国人登録をしている者に係る世帯認定はどのように行うのか。	外国人登録している者については、同じ住所にいる者について、同一の世帯に属している者とみなして取り扱うことができるものとする。ただし、仮に、これらの者が住民票があるものと仮定した場合に、同一の住所であっても、住民票を分けることが適切であると考えられる場合については、市町村の判断により、別世帯として取り扱うこととする。	4	その他
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	29	利用者負担資料に「ただし、20歳未満(18,19歳)の施設に入所する障害者については、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得で認定を行う」とあるが、18,19歳の障害者が在宅でサービスを受けている場合はどうか、18,19歳の障害者が単身でグループホームに入居している場合はどうか。	18,19歳の障害者については、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区分を認定するのは、入所サービスを利用している場合のみであり、それ以外は本人の属する世帯の状況で判定することとなる。(ともに、障害者本人の課税状況及び所得により認定する。)	4	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	30	世帯の範囲の特例に関する確認方法等について、利用者負担資料に「税の申告は年に1回のみとなるため、生計を別にしたため、次回税申告時には扶養控除の対象から外れることとなる者については、その旨の確認を本人から取ることにより、別の世帯と見なす取り扱いができる」とあるが、「誓約書」などの書面による確認を要件とするのか、また、別世帯と取り扱ったにもかかわらず、次回税申告時扶養控除から外さなかった場合はどう取り扱うのか。	市町村により適宜確認の上、判断されたい。 以後、世帯の範囲の特例を認めないという取り扱いになる。	4～5	課長会議Q&A
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	31	上限額を設定する場合の「世帯」の範囲の特例については、税制や健康保険制度において、同一世帯の家族等の扶養になっていない場合となっており、国民健康保険の場合は、扶養、被扶養の取り扱いがないので、同一の国民健康保険に入っている場合でも可とするとなっている。退職被保険者の場合、家族は、扶養家族の欄になっているが、国民健康保険と同じ扱いでよいのか。	健康保険の被扶養者と同様である。 (自立支援医療では国民健康保険と同じ扱いであるが、自立支援医療の世帯は医療保険単位であるのに対し、障害福祉サービスの世帯は住民基本台帳上の世帯であり、「世帯の特例」は障害者とその配偶者が他の世帯員から生計上独立している場合に適用されるものである。退職被保険者の被扶養者は退職被保険者(本人)により生計を維持しているため、この場合世帯の特例は適用できない。)	4～5	ヘルプデスク
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	32	施設に入所する18歳、19歳の障害者について、世帯の範囲の特例を適用することはできるか。また、保護者等の当該障害者を監護する者についてはどうか。	施設に入所する18歳、19歳の障害者については、保護者等の当該障害者を監護する者の属する世帯の所得で認定を行うこととしているため、世帯の範囲の特例を適用することはない。 また、支給決定者はあくまで障害者であるため、監護者とその配偶者に対し、世帯の範囲の特例を適用することはない。	4～5	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	33	出身世帯に住民票が残っている施設入所者について、世帯の範囲の特例を適用することはできるか。	出身世帯に住民票が残っている施設入所者については、出身世帯と生計上関係があると想定されるため、世帯の特例を適用することは適当でない。 その他、個別減免、補足給付の取り扱いについては、02-03-02-62を参照されたい。	4～5	その他
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	34	障害児については、保護者が支給決定を受けることになるが、保護者とその配偶者について世帯の範囲の特例を適用することはできるか。	世帯の範囲の特例は、障害者の自立の観点から特例を認めたものであるから、障害児の保護者とその配偶者について世帯の範囲の特例を適用することはできない。	4～5	その他
01負担上限月額	03手続き	04見直しの時期(原則)	35	これまで利用者負担は、居宅と施設でそれぞれ別ものであり、見直しについても居宅は更新時期に、施設は7月の定時認定時期に見直しを行ってきている。 自立支援法施行後は、4月1日に利用者負担の見直しを行った以後は、どのような時期に見直しを行うこととしているのか。	新体系の支給決定期間と併せて検討する。	4	課長会議Q&A
01負担上限月額	03手続き	04見直しの時期(原則)	36	現行支援費の利用者負担額の見直しは市町村の判断で18年4月としてもよいとされましたが、精神障害者居宅介護等(ホームヘルプ)事業についても同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	4	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	05見直しの時期(特例)	37	利用者負担の見直しは、平成18年4月に実施すれば、18年7月は行う必要はないか。利用者負担額の調査を平成18年3月に実施し、平成18年3月末に利用者負担額決定通知発送を計画してよいか。	所得の見直しについては、基本的に市町村の判断により行うものであるが、制度改正により、平成18年4月までに必ず利用者負担の見直しを行う必要があるため、市町村の事務負担の軽減等の観点から、平成18年度については18年7月の見直しは行わなくてよいこととしている。 利用者負担額の調査時期や利用者負担額決定通知の発送時期については、各自治体において適宜判断されたい。	4～5	課長会議Q&A
01負担上限月額	03手続き	05見直しの時期(特例)	38	障害児の利用者負担が18年10月から変更となるが、18年7月の所得の見直しは行わないこととしてよいか。 また、18年4月に所得の見直しが行われる予定の障害者の施設入所者についてはどうか。	市町村及び都道府県の事務負担の観点から、障害児の施設入所者及び障害者の施設入所者ともに18年7月は所得の見直しを行わなくても差し支えない。(障害児施設については、18年10月に契約制度への見直しとともに、利用者負担の見直しを実施。)	4～5	課長会議Q&A
01負担上限月額	03手続き	05見直しの時期(特例)	39	平成18年10月以降の施設入所者に対する支給決定の更新時期や、更新した場合の支給決定の有効期間はどうか。	施設訓練等支援費については、平成18年9月末までは身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき、現行の方法により支給決定を行うこととなり、また、有効期間については、最長3年間とすることができる。 なお、障害者自立支援法附則第19条の規定により、平成18年10月1日において、改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の規定に基づく支給決定を受けている障害者については、同日に障害者自立支援法に基づく支給決定を受けたものとみなすこととなる。その際の支給決定の有効期間は既に行われている支給決定の残存期間とする予定。	4～5	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	06変更申請	40	負担額の決定に誤りがあった場合についてはさかのぼって適用する必要があるのか。世帯の状況は変化した場合は、どの時点から負担上限月額を変更すればよいのか。	負担上限月額の決定に誤りがあった場合については、原則として、変更すべき月にさかのぼって負担上限月額の変更決定を行う。 ただし、誤って決定した負担上限月額よりも正当な負担上限月額が高い場合は、誤りを発見した日の属する月の翌月をもって変更認定を行うことができるが、誤りが支給決定障害者等の責に帰すべき事由である場合には、誤って決定した月にさかのぼって負担上限月額の変更認定を行うことができる。	5	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	06変更申請	41	月途中で世帯異動があった場合、新たな世帯状況に基づく利用者負担上限区分、高額障害福祉サービス費、個別減免等の世帯上限額は、翌月から適用するのか。	月の途中で世帯の状況に変動があるなど、 負担上限月額を変更する必要が生じた 場合については、翌月より、変動を反映した負担上限月額とする。 ただし、生活保護受給世帯となった場合及び生保減免が適用になった場合については、申請月の初日にさかのぼって 負担上限月額を適用することとする。	5	その他
01負担上限月額	04未申告者の取り扱い	01総論	42	非課税収入の受給権の確認について、「利用者負担について」によると、非課税収入である、障害年金・遺族年金・労災年金・特別障害者手当・特別児童扶養手当等については、証書や振込通知書の写しを持って、受給金額を把握することが示されているが、受給権がないとの本人からの申告があった場合、その確認を行う必要があるのか。	負担上限月額に係る所得区分の認定のための障害者等からの申請において、添付書類だけでは受給状況等が確認できない場合に、市町村は必要な情報について調査を行うことができることとしているため、各種手当等の受給権がないとの申告があった場合については、必要に応じて調査を実施していただきたい。	5～6	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	04未申告者の取り扱い	01総論	43	利用者負担資料によると、未申告者について「低所得者2」として取り扱うこととなっているが、その後本人が申告し修正した結果「低所得1」であった場合は、本人へ差額の返還をする事務手続きをするのか。	変更申請があった場合については、負担額が誤っていたとは考えられないため、変更申請があった月の翌月から所得区分を変更することとなる。(変更申請が月の初日の時は当月より変更する。)	5～6	課長会議Q&A
01負担上限月額	04未申告者の取り扱い	01総論	44	収入80万円以下であるかどうかの判断に際して、工賃収入や仕送りについては未申告のため地方税法上の合計所得金額に反映されない場合もあると思われるが、給与明細等により別途捕捉する必要はないのか。	利用者負担資料5～6頁(未申告者の取り扱い)を参照のこと。	5～6	その他
02個別減免	01手続き等	01総論	45	個別減免は、障害者の収入額、資産額を市町村が認定することになるが、施設入所者、グループホーム入居者だけでなく、ホームヘルプサービスや自立支援医療の減免申請についても行うよう考えているのか。	利用者負担の個別減免は、施設入所者、グループホーム入居者を対象としたものであり、他の居宅サービスや自立支援医療についての個別減免制度は考えていない。また、住民票を施設又はグループホームに移すことを前提に、障害者本人の収入、資産の状況により簡易に負担能力を判断することとしている。(詳細は02-03-02-62の考え方を参照されたい。)	7～13	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	01総論	01総論	46	個別減免とは、預貯金等が一定額以下の場合に、上限となる階層区分を下げるということか。	個別減免とは、預貯金等が一定額以下の場合には、本来の負担上限月額（24,600円や15,000円）を引き下げて 負担上限月額 を設定するもの。 負担上限月額同様に、当該障害者に係る定率負担は、設定した額以上に負担が発生しないようにするものである。	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	01総論	47	個別減免した場合の国・県・市町村の負担割合はどうなるのか。	減免した部分は介護給付費や訓練等給付費を増額して支給することとなり、この給付についての負担は通常の給付と同様、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となる。	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	01総論	48	新体系移行後、施設入所支援と就労移行支援の両サービスの提供を受ける場合、個別減免はどのように認定するのか。	個別減免とは、負担上限月額を本来の額より引き下げて設定するものであるため、当該障害者に係る定率負担は、設定した額以上に負担が発生しないようにするものである。 このため、個別減免による上限額が設定された障害者が、どのようなサービスを利用したとしても、月額の定率負担額は個別減免で設定した額以上は発生しないこととなる。 昼と夜で異なる事業所でサービスを受ける場合の取扱いは、上限額管理の方法に従って行うこととなる。	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	01総論	49	定率負担の個別減免について個別減免の申請が月の途中であった場合、適用は翌月からとしてよいのか。	負担上限月額 の変更の適用については、お見込みの通り、適用は翌月からとなる。 （月の初日の場合には当該月から。）	7～13	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	01総論	01総論	50	グループホームに入居し、通所授産施設へ通所している場合に、定率負担が発生した場合、グループホームまたは授産施設のどちらに利用者負担額を支払うのか。	上限額管理の方法に従って管理していただくこととなる。	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	01総論	51	定率負担の個別減免は経過措置か。	お見込みの通り。法施行後3年経過した時点で、利用者の実態を勘案した上で、継続するかどうか検討することとしている。	7～13	
02個別減免	01総論	02対象となる事業	52	通勤寮の利用者負担額に係る個別減免又は補足給付はあるのか。	通勤寮に入居する方については、グループホームに入居する方と同様の取扱いとなるため、個別減免の対象となるが、補足給付の対象とはならない。 なお、食費については、低所得者に対し、食材料費のみの負担となる軽減措置が講じられる。	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	02対象となる事業	53	ケアホームは、グループホーム同様個別減免の対象となるか。	グループホームに入居する方と同様の取扱いとなり、個別減免の対象となる。	7～13	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	01総論	02対象となる事業	54	グループホーム利用者が通所サービスを利用している場合は、通所サービスに係る定率負担も減免の対象とするとされているがこの「通所サービス」には、障害者デイサービス、支援費制度の通所施設、通所事業のいずれも含まれ、18年10月からは新体系事業の通所系サービスが該当するという理解でよいか。	個別減免は負担上限月額を下げるという趣旨で行われるため、お見込みのとおりとなる	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	03費用尺度	55	グループホーム利用者の費用尺度について、66,667円の数字の根拠は何か。	グループホームで生活する障害年金2級のみの者については、新たに定率負担が発生しないような額となるよう、設定している。 (80万円÷12ヶ月)	7～13	課長会議Q&A
02個別減免	01総論	03費用尺度	56	収入認定の基準となる66,667円や2.5万円は生活保護基準より低いが生生活保護世帯とそれ以外の世帯との逆転現象は起きないのか。	生活保護の場合は、資産等がないこと、扶養義務がないこと等が受給の前提となっていること等、収入面だけではなく、他に負担能力が全くないことが求められているが、本制度においては預貯金についても350万円まで保持してもよいこととしているので、必ずしも生活保護と同じ考え方をとっているわけではない。	7～13	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	01総論	57	個別減免及び補足給付には収入要件はあるのか。	<p>個別減免については、市町村民税非課税世帯であること（低所得1，2）預貯金等が一定額以下であることが要件となっている。</p> <p>補足給付については、20歳以上の施設入所者で、市町村民税非課税世帯（低所得1，2）、生活保護世帯である者、20歳未満の施設入所者は全ての所得区分の者が対象となっている。</p> <p>上記の要件を満たした者について、それぞれ収入額等に応じて額を設定することとしている。</p>	7	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	01総論	58	「一般世帯」に属する障害者については個別減免の制度が設けられていないが、一般世帯に属する無年金障害者等本人の収入を上回る自己負担額となることが生じるが、その場合事業者は、あらかじめ契約の際に、収入認定の対象となった扶養義務者等に連帯保証人となってもらわなければならないのか。あくまでも自己負担金は本人の債務であって、扶養義務者の債務とはならないので、連帯保証人がいなければ事業者は支払が保証されないこととなり、サービスが提供されなくなるのではないかと思われるが。	<p>利用者負担の徴収は事業者が行うこととしており、債権の管理も事業者が行うこととなるため、連帯保証人を立てるか否かは事業者の判断となる。ただし、連帯保証人を立てないことをもってサービス提供を拒否することはできない。今回の改正では、経済的な面において世帯の構成員が互いに支え合うという生活実態があることを踏まえ、負担上限月額を適用する際に生計を一にする世帯の範囲で負担能力を判定することとし、また、各般の負担の軽減措置により世帯の家計への影響に配慮しているところであり、事業者は利用者に対し、懇切丁寧に今回の利用者負担の見直しの考え方や軽減措置を説明し、理解を求めることが必要であると考えます。</p>	7	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	01総論	59	個別減免の際、本人名義の350万円を超える預貯金がある場合等は対象外とされているが、その具体的な考え方はどのようなものか。	今回の利用者負担の見直しは、増大するサービスを確保することができるよう、必要な費用について障害者本人も含め皆で支え合う仕組みを目指すものであり、定率負担と負担能力に配慮した負担上限月額を組み合わせた負担とすることとしている。負担能力に応じて負担上限月額を低減させる場合、一定額を超えて預貯金等がある方については、預貯金がない方と比べれば負担能力があると考えざるを得ず、利用者負担をいただくこととしている。	7	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	01総論	60	生命保険や個人年金については個別減免認定の際の資産には含めないとのことだが、例えば、親が貯蓄型の火災保険等に加入しており、障害者本人が受け取り人となっている場合の火災保険についてはどうか。	ご質問のような場合については、満期により、障害者に実際にお金が支払われるまでは、親の名義による保険であるため、障害者本人の資産とはみなされない。 満期になり、障害者にお金が支払われた場合については、その時点で、収入認定することとなる。	7	その他
02個別減免	03対象者	01総論	61	本人名義の資産を有していない場合の「本人名義」には共有名義の資産も含まれるのか。また、相続人代表になっている場合の資産も対象とするのか。	いずれの場合にも対象とする。 ただし、個別に市町村において、現実的に処分困難である資産と判断できる場合には、対象としなくても差し支えない。	7	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	02施設等に住民登録する必要があるか	62	個別減免、補足給付については、住民票を必ずグループホーム、施設に移していないと適用されないのか。	<p>個別減免、補足給付については、基本的に、グループホーム、施設入所者が単身世帯であることから、収入把握が簡便にできること等から、行うこととしているもの。</p> <p>また、基本的に住まいが移った場合には、住民基本台帳上の趣旨に照らして、住民票を移すことが適切であると考えられるもの。</p> <p>これらのことを踏まえ、個別減免、補足給付については本人の住民票が施設やグループホームに移っていることを確認できれば、個別減免、補足給付の対象とすることを原則としている。</p> <p>ただし、市町村において、例えばすでに住民票が単身である場合等、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合においては、住民票が施設等に移っていなくても、個別減免、補足給付の対象としても差し支えないこととする。</p> <p>(この場合、仕送りがあれば仕送りを収入として認定する。)</p>	7, 14	その他
02個別減免	03対象者	02施設等に住民登録する必要があるか	63	住民票が別個であっても、他の制度利用のため民生委員等から同一生計の証明が提出された場合、利用者負担の減免等に係る世帯認定はどうするのか。	利用者負担の負担上限月額を判断する際の世帯認定は住民基本台帳上の記載によるため、ご質問のように、住民票が別個である場合に、他の制度利用のために民生委員等から同一生計の証明が提出されたとしても、住民基本台帳の記載に従って世帯認定を行っていただくことになる。	7, 14	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	02施設等に住民登録する必要があるか	64	個別減免、補足給付については、低所得1及び低所得2のものが対象となっているが、その場合、尺度とする収入は、障害者本人のみで、世帯員は見ないか。	施設入所者及びグループホーム入居者については、入所者等を単独の世帯としてとらえることを前提とするため、個別減免及び補足給付（施設入所者のみ）は障害者本人のみの収入に応じて行うこととなる。	7, 14	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	02施設等に住民登録する必要があるか	65	個別減免については、住民票が入所前の世帯に残っている者には対象としないとのことだが、「負担上限月額の設定にかかる世帯の範囲の特例」を選択したとしても、個別減免は適用されないのか。	住民票については、住民基本台帳上の趣旨に従って、適切な住所にあるように取り扱っていただきたい。 なお、世帯の範囲の特例を使う場合は生計を別にしている場合であり、生計も住居も別となることから、住民基本台帳の趣旨に照らせば、住民基本台帳を分けることとなると考えられる。 (詳細は02-03-02-62の考え方を参照されたい。)	7, 14	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	03「本人名義の預貯金350万円以下」の意味	66	本人の預貯金が350万円以下の場合に、その預貯金で生活している場合は、その預貯金を引き出した額は、収入とみなすこととなるのでしょうか。	預貯金は、過去における自己の収入のストックであるため、ストック前の本来の収入時に収入算定されることとなる。 ただし、預貯金等の額の算定から外れるもの（個人年金や一定の要件を満たす信託等）が取りくずされた場合は収入として認定する。	7～8	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	03「本人名義の預貯金350万円以下」の意味	67	預貯金には、将来の地域生活移行に備えて行っている場合もある。このような預貯金は資産要件における預貯金からは外されたい。	個人年金等の一定期間は利用できない状態にある資産や親等が障害者を受益者として設定する信託財産(特定贈与信託等)については、資産を利用できる状態となった場合に収入認定することとし、個別減免の資産要件における資産には含めない。	7～8	課長会議Q&A
02個別減免	03対象者	03「本人名義の預貯金350万円以下」の意味	68	個別減免の資産要件である預貯金の額の変動が予想される場合においても、預貯金額の確認は年1回の所得見直し時に行えば足るものか。	原則として利用者負担の見直しにあわせ、個別減免の資産要件に該当するか確認することとなるが、要件に影響があるような大幅な預貯金額の変動があった場合には、申請を促すことは差し支えない。	7～8	課長会議Q&A
02個別減免	03対象者	03「本人名義の預貯金350万円以下」の意味	69	当初預貯金が350万円以上合ったため個別減免の対象とならなかった者が、その後、生活費等として預貯金を消費し資産要件を満たすに至った場合には、その時点で随時個別減免申請を行うことができると解してよいか。	お見込みのとおり。	7～8	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	03対象者	04「本人名義の不動産」の意味	70	資産価値が低いことにより、現実的に処分が困難であると考えられる資産はどのようなものか。例えば以下のようなものは認めてよいか。 流動性の乏しい農地、山林 いわゆる原野商法によって所有することになった原野 地域の共有林等、権利関係が複雑で処分が困難なもの	個別の事例においては市町村で判断されるものであるが、資産価値が低いことにより現実的に処分が困難であると市町村が判断した不動産については、資産としない。	7～8	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	04「本人名義の不動産」の意味	71	個別減免対象者の要件として、特定の不動産を除き、本人名義の不動産を有さないこととされていますが、相続登記が未処理の不動産の取り扱いはどうなるのか。	登記されている名義により判断することを原則とする。	7～8	課長会議Q & A
02個別減免	03対象者	05「その他、社会通念上、個別減免の対象とするには不適切と考えられる資産」の意味	72	例として「高価な貴金属」や「高額な株券」があげられているが、その価値を市町村職員が判断するのは困難であり、恣意的な判断や職員の一時的な感情によって判断されてしまう危険性がある。仮に、このような客観性や透明性等が確保されない判断を市町村に求めるのであれば、詳細な判断基準が必要となると思うが。	個別減免については、「収入だけではなく、資産も少ないため、負担能力に乏しい」ため、減免措置を行うこととしており、例としてあげているケースは、このような趣旨と踏まえ、市町村の判断により、負担能力が乏しいと考えることが適切である場合について個別減免を行わない取扱いをするというものである。 このような趣旨を踏まえ、市町村において適切に判断いただきたいと考えており、詳細な判断基準をお示しすることは予定していない。	7～8	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	04収入の種類毎の負担額(基準)	01総論	73	収入について、66,667円を超える部分については、収入の種類により負担割合が異なるが、同一の利用者に稼得等収入とその他収入がある場合、収入認定はどちらの収入を優先して充てていくのか。	66,667円までの収入に充てる場合については、「稼得等収入」から充てる。 なお、必要経費を控除する場合には、まず、「その他収入」から控除した上で必要経費が「その他収入」を上回る場合は、超える部分を「稼得等収入」から控除する。	8～10	課長会議Q&A
02個別減免	04収入の種類毎の負担額(基準)	01総論	74	地方公共団体が支給する手当について、生活保護法において収入認定されないこととされているものについては、「特定目的収入」として取り扱ってよいか。	地方公共団体が支給する手当のうち、特定の用途に充当されることを目的としない収入については、原則として「その他収入」として取り扱うが、生活保護法において収入認定されないこととされている収入額までは、その範囲内は「特定目的収入」として取り扱い、範囲外については「その他収入」として取り扱う。	8～10	その他
02個別減免	04収入の種類ごとの負担額(基準)	01総論	75	個別減免の判定の際、恩給、傷病手当も収入に含まれると考えてよいか。 また、年金の「妻の加算」はどうか。	個別減免の判定の際については、恩給、傷病手当及び年金の「妻の加算」は稼得等収入に含まれる。	8～10	ヘルプデスク
02個別減免	04収入の種類毎の負担額(基準)	02特定目的収入	76	個別減免の認定に係る収入の種類について身体障害者援護施設利用者に支給される更生訓練費は、特定目的収入 稼得等収入 その他収入のいずれに分類されるのか。	更生訓練費は実費分を支給する趣旨であるものであるため、 の特定目的収入として分類される。	9	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	04収入の種類 毎の負担額 (基準)	03稼得等収入	77	心身障害者扶養共済給付金は稼得等収入として区分されているが、生活保護上では収入として認定されない収入である。当該給付金を稼得等収入に区分された理由は何か。	個別減免において、収入認定しない収入とは、「特定目的収入」として、特定の目的に費消されるものを原則として設定している。また、「稼得等収入」については、就労による収入や稼得能力の補填として公的に支給されるものを原則として設定している。 このような趣旨を踏まえると、当該給付金については、その性質上本来「その他の収入」として取り扱われるところであるが、全国的に実施されており、かつ、公的な性質が強いものとして、公的年金に相当するものとして「稼得等収入」としたものである。 なお、個別減免は負担上限月額を設定した後、負担能力の少ない方にさらに低減を行うものであり、生活保護における収入認定とは趣旨を異にするものである。	9	課長会議Q & A
02個別減免	04収入の種類 毎の負担額 (基準)	03稼得等収入	78	工賃等収入について、更生施設における作業工賃は含まれるのか。 あくまでも、授産施設における作業工賃が対象となるのか。	工賃等収入には、授産施設における作業工賃のみならず、更生施設における作業収入の他、福祉工場や、新体系における雇用の就労継続支援事業における賃金も含まれる。	9	課長会議Q & A
02個別減免	04収入の種類 毎の負担額 (基準)	03稼得等収入	79	障害者年金は稼得等収入とされているが、子供の加算部分は含まれるのか。(施設支援費の本人負担額の際の収入については、除く旨がQ & Aで示されているが、現行と取扱いが変わるのか。)	障害基礎年金の子供の加算部分については、児童扶養手当と同様に、特定目的収入である「児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てることとされている金銭」に該当し、負担をとらない収入として分類される。	9	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別 減免	04収入 の種類 毎の負 担額 (基準)	05必要 経費	80	個別減免の適用に当たり、収入から必要経費として控除するもののうち、「所得税等の租税」について、固定資産税、都市計画税、市県民税、自動車税等も含まれるのか。	含まれる。	10	課長会 議Q & A
02個別 減免	04収入 の種類 毎の負 担額 (基準)	05必要 経費	81	入所施設の個別減免を行なう場合、成年後見人制度にかかる費用も考慮する必要があると考えるがどうか。	個別減免を行う際に収入から控除する必要経費は、税、医療保険の保険料としており、成年後見人制度にかかる費用を控除することとはしていない。なお、知的障害者及び精神障害者の成年後見制度利用への支援については、成年後見制度利用支援事業として費用の助成を行うこととしており、平成18年度予算(案)に必要な経費を計上(地域生活支援事業費等の内数)したところ。	10	課長会 議Q & A
02個別 減免	04収入 の種類 毎の負 担額 (基準)	05必要 経費	82	個別減免等の算定にあたって、必要経費を「租税の課税額、社会保険料」に限定しているが、グループホームの家賃額など他に必要経費と認められるものはないか。また、市町村の判断により必要経費を算定することはできないか。	必要経費については限定列挙である。	10	課長会 議Q & A
02個別 減免	04収入 の種類 毎の負 担額 (基準)	05必要 経費	83	個別減免額算定時の必要経費の対象となる租税には、相続税や贈与税も含まれるのか。	相続税や贈与税も「所得税等の租税」に該当し、必要経費に含まれる。 相続することや贈与を受け取ったことによる収入については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定することになる。	10	課長会 議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	04収入の種類毎の負担額(基準)	05必要経費	84	税金、保険料の控除を行う際、市町村の課税・非課税証明書、国民健康保険の保険料等を納付した証明書で確認するとあるが、認定は課税額で行うのか、納付済みの額で行うのか。	本来税金、保険料は適切に納付されていることを前提としているので課税額で控除しても差し支えないと考えるが、滞納している場合等については適宜判断されたい。	10	ヘルプデスク
02個別減免	04収入の種類毎の負担額(計算)	01総論	85	個別減免における稼得等収入について、グループホームは一定額まで15%であるのに、施設入所者の場合は50%とされている理由は何か。	施設入所者については、食費等の実費にかかる費用について公費により補足給付を行うのに対し、グループホーム利用者については、家賃や食費等を全額自己負担しながら地域において働きながら暮らしていることを考慮し、一定の配慮をしたものである。	10～11	課長会議Q&A
02個別減免	06算定手順	01総論	86	施設入所者(20歳以上)の個別減免について7月22日開催の障害保健福祉関係主管課長会議資料1-1の19ページについて、超過収入が稼得収入の場合には、手元に残るのは、2.5万円ではなく2.65万円ではないでしょうか。	お見込みの通り。	11～12	課長会議Q&A
02個別減免	06算定手順	01総論	87	平成17年7月22日の主管課長会議資料1-1のP19の施設入所者(20歳以上)の場合の負担について、個別減免がある場合の「負担計」の説明内容に「・手元に2.5万円*+(10万円を超える収入額)×0.5残る。」とあるが、この10万円は、その他生活費が2.8万円の場合は10.6万円、3万円の場合は11万円と読み替えるものと理解してよろしいか。	お見込のとおり。	11～12	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
02個別減免	06算定手順	01総論	88	<p>稼得等収入とその他収入がある場合はどちらの収入から優先的に66,667円を控除するのか。</p> <p>稼得等収入額が少なく、66,667円に満たない場合、その他の収入で3千円控除してもよいか。</p>	<p>稼得等収入とその他収入がある場合は、稼得等収入から優先的に66,667円を控除する。稼得等収入が少なく、66,667円を超えないが、その他収入と合わせると、66,667円を超える場合等は、稼得等収入で66,667円を超えているものとは考えられないので、3千円控除は行わない。</p>	11 ~ 12	課長会議Q & A
02個別減免	07添付書類	01総論	89	<p>本人の預貯金等により、定率負担が決められたことになっていますが、預貯金等の調査については、適確に把握することに困難性が伴い、その結果公平性が確保できない懸念があるが、どのような調査方法と内容を考えているのかご教示ください。</p>	<p>基本的には、本人からの申請に基づき、預貯金等の状況を把握することとしているが、障害者自立支援法上、市町村等は自立支援給付に関して必要であると認めるときは、障害者やその世帯に属する者の資産又は収入の状況について、本人等に報告を求めたり、官公署に資料の提出を求めること等ができることとされているところである（法第9条、第12条参照）。</p>	12 ~ 13	課長会議Q & A
02個別減免	07添付書類	01総論	90	<p>行政機関個人情報保護法や自治体の個人情報保護条例では、保有する個人情報を収集した目的外に利用することを、法令に定めがある場合等を除き禁止している。</p> <p>障害者自立支援法第12条は、収入等の状況について官公署等に報告を求めることができるとしている。</p> <p>利用者本人や本人の関係者の了解を得ずに、利用者負担の決定に必要な資料を庁内の税部門や関係公署等から収集し、軽減措置をとることはできるか。</p>	<p>障害者自立支援法における利用者負担の軽減措置は、申請に基づき行うこととしており、申請の際に必要な書類を添付してもらうことを基本として考えている。</p> <p>実際の運用において、必要に応じ、申請者から同意をとる等の取扱いを取ることができないが、法律上は、法12条の規定に基づき、市町村が利用者負担の決定に必要な資料の収集については、官公署等から収集することができることとなっている。</p>	12 ~ 13	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	01総論	01総論	91	特定障害者特別給付（法第34条）の施行は、H18.10である。一方、施設入所者の利用者負担額の見直しはH18.4である。この間の施設入所者の実費負担の支払にあたり、年金等で食費等の実費が賄えない場合どのように扱われるのか。	18年4月から9月までの間の補足給付は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく特定入所者食費等給付として支給される。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	01総論	92	これまでの全国主管課長会議等の資料でみられる「補足給付」とは、特定障害者特別給付費のことなのか。	お見込みのとおり。 低所得の施設入所者に対し、食費、光熱水費等の負担軽減を行う仕組みは、障害者自立支援法上は「特定障害者特別給付」（第34条）としているが、説明上は給付の内容を示す表現として、便宜上「補足給付」の呼称を用いているところである。 なお、18年4月から9月までの間は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく特定入所者食費等給付費として支給するが、障害者自立支援法に基づくものと同様の仕組みとなっている。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	01総論	93	定率負担に係るグループホーム、入所施設の個別減免は3年間の経過措置を設け、期間終了までに必要性を再検討とするとされているが、これに対し、「その他生活費」は、そうした経過措置をとらず、当初から3年後には2.1万円となるのはなぜか。	現在の2.5万円の額は経過措置的なものとして設定しているものであるが、その他生活費の額についても、3年後見直しの中で検討を行うこととしている。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	01総論	94	補足給付の支給先は、利用者なのか、事業者なのか。	補足給付の支給については、基本的には、法定代理受領の仕組みにより事業者を支払うこととなる。	14～19	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	01総論	01総論	95	補足給付を受ける者には、定率負担は生じないと考えてよいか。	補足給付を受ける者についても、66,667円を超える認定収入がある場合、個別減免の対象とならない場合（預貯金等が350万円を超える場合）については、定率負担が発生することとなる。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	01総論	96	補足給付については利用者の医療費を考慮して決めることになるのか。	医療費については、その他生活費（2.5万円等）に含んで算定しており、別途医療費の額を考慮して設定することはない。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	01総論	97	食事等基準額として補足給付の算定基礎となっている「5.8万円」については、今後、政省令や告示で定められる予定か。	—告示で定める予定食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成18年厚生労働省告示第281号）において定めたところ。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	02費用尺度	98	個別減免の箇所を参照されたい（02-01-03）		14～19	
03補足給付	01総論	02費用尺度	99	補足給付を算定する際のその他生活費の2.5万円の根拠は何か。	家計調査における年収200万円未満の世帯の一人当たりの食費・居住費を除いたその他の生活費が2.1万円となっており、この数字を踏まえ、2.5万円を設定したものである。	14～19	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	01総論	02費用尺度	100	補足給付を算定する際のその他生活費について、障害基礎年金1級の者、60才以上の者等はその他生活費に3～5千円を上乗せするその考え方如何。	障害基礎年金1級者等については、障害が重いこと等により就労による収入が得にくいことから、個別減免の際に工賃控除を受けられないことや、介護保険料の負担があること等を考慮して設定している。	14～19	課長会議Q&A
03補足給付	01総論	03端数処理	101	補足給付については、日額単位で表すとのことだが、31日の月と30日の月では日額が異なることになるのか。	日額は月額を30.4で除した額（1円未満切り上げ）とする。詳細は利用者負担資料を参照されたい。	14～19	その他
03補足給付	03[20歳以上]補足給付の対象者	01総論	102	施設入所者について、住民票を入所前居住地から施設に異動していない場合があるが、その場合も単身世帯として扱うことか。	個別減免、補足給付については、基本的に、グループホーム、施設入所者が単身世帯であることから、収入把握が簡便にできること等から、行うこととしているもの。 また、基本的に住まいが移った場合には、住民基本台帳上の趣旨に照らして、住民票を移すことが適切であると考えられるもの。 これらのことを踏まえ、個別減免、補足給付については本人の住民票が施設やグループホームに移っていることを確認できれば、個別減免、補足給付の対象とすることを原則としている。 ただし、市町村において、例えばすでに住民票が単身である場合等、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合には、住民票が施設等に移っていなくても、個別減免、補足給付の対象としても差し支えないこととする。 (この場合、仕送りがあれば仕送りを収入として認定する。)	14	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	04 [20歳以上]具体的な認定方法	01総論	103	補足給付は、支給決定に当たっての決定事項となるのか。	18年4月から、入所施設における食費等の実費の自己負担を導入するため、それまでに利用者負担を見直し、補足給付額を個別に決定する必要がある。 18年4月以降に支給決定を行う場合には、支給決定事項である利用者負担の上限額を決定する必要があるが、併せて、補足給付についても個別に決定することとなる。	14～15	課長会議Q&A
03補足給付	04 [20歳以上]具体的な認定方法	02必要経費	104	個別減免の箇所を参照されたい(02-04-05)		15	
03補足給付	05 [20歳以上]具体的な計算方法	01総論	105	入所施設利用者の個別減免に係る収入認定の際は、66,667円を超える稼得等収入から3千円を控除することが示されているが、補足給付の認定の際には、こうした3千円控除は行わないのか。	お見込みのとおり。	15～16	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	106	<p>実際にかかった費用が減った場合には、補足給付の額は減るのか。補足給付が支給されない場合はどのような場合か。</p>	<p>実際にかかった費用が減った場合であっても、基本的には、補足給付の額は減らない。(食費等の基準額と負担限度額の差額分は支給。)ただし、補足給付の額が、実際にかかった費用を上回る場合には、実際にかかった費用まで補足給付の額を減少させることとなる。</p> <p>また、事業者が負担限度額以上(収入に応じて障害者ごとに設定した額)以上に負担を取った場合には、補足給付を支給しないこととする。(ただし、月が31日であるがゆえに5万8千円を超える場合を除く。)</p> <p>これについては、低所得者における負担能力を考慮して、収入に応じた負担限度額を設定し、補足給付を支給することとしているため、実質的に事業者がそれ以上の負担を取らないようにするためのものである。</p>	15 ~ 16	課長会議Q & A
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	107	<p>補足給付の基準額については、入所施設の規模に関わりなく、一律5.8万円がその額として示されている。しかし、食費のコストは、定員規模で変動するため、定員規模別に基準額を設定するほうが妥当と考える。</p> <p>規模別に基準額を示す(定める)考えはないか。</p>	<p>食費等の実費負担額として提示している5.8万円については、補足給付を出す基準額として暫定的に設定しているものであり、今後、経営実態調査等の実績を踏まえて変更する可能性があるが、定員規模別の設定は行わない。することは考えていない。</p>	15 ~ 16	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	108	介護保険料の取扱いについて先回の主管課長会議でも質問事項として提出したところですが、補足給付の算定手順の中で、「その他生活費の額で3.0万円とあるのは、介護保険料分を上乗せしたもの」とのお話がありましたが、介護保険料は必要経費として認定するのではなく、その他生活費に含まれるものと考えてのでしょうか。	その他生活費が3.0万円の者についてのみ、すでにその他生活費で配慮を行っているため、介護保険料は必要経費として算定しない。	15 ~ 16	課長会議Q & A
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	109	利用者負担資料には、補足給付額（月額）が36,000円を超える場合は36,000円となるとあるが、補足給付額（月額）が36,000円となる場合は、補足給付額（日額）は1,185円となり月の日数が31日の場合は1,185円×31日=36,735円となるのか。	お見込みのとおり。	15 ~ 16	ヘルプデスク
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	110	その他生活費の区分について、年齢が20歳～59歳の場合、障害基礎年金1級・障害厚生年金1級を受給している者、障害基礎年金2級・障害厚生年金2級を受給している者、障害厚生年金3級を受給している者について、それぞれ示されたい。	その他生活費28,000円、その他生活費25,000円となる。	15 ~ 16	その他
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	111	その他生活費の区分について、20歳～59歳の無年金者、遺族年金や老齢年金を受給しているものについては25,000円となるのか。	その他生活費は原則どおり25,000円となる。	15 ~ 16	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	08 [20歳未満] 具体的な認定方法	01総論	112	入所施設にいる20歳未満の者については、18歳未満の者と、18, 19歳の者で負担額が異なるのか。	18歳未満の施設入所者に対する補足給付にあたっては、教育費として、9千円加算している。	18	課長会議Q & A
03補足給付	08 [20歳未満] 具体的な認定方法	01総論	113	措置費費目の事務費のみが施設給付費の対象で、生活諸費は食費・光熱水費として自己負担、また教育費等生活諸費以外の事業費は、利用者の実費負担分と考えてよいか。また、食費・光熱水費として想定されている額は、者の施設と同額の58,000円か、ご教示願いたい。	お見込みのとおり、障害児施設におけるサービスに要する費用以外の事業費については、利用者負担としている。 食費・光熱水費の額については、知的障害児施設等の福祉型の施設は、障害者の施設と同額に58,000円を想定しているが、保護者にご負担いただくにあたっては、子どもを養育する一般の世帯において通常かかる程度の費用（収入別の家計における平均的な一人あたり支出）の負担となるように補足給付を行うこととしている。	18	課長会議Q & A
03補足給付	08 [20歳未満] 手続き	01総論	114	施設に入所する18歳、19歳の障害者について、補足給付を適用する際、施設に住民票を設定する必要はあるか。	施設に入所する18歳、19歳の障害者は保護者等に監護されているため、通常保護者等の世帯員となっていると想定されるため、施設に住民票を設定する必要はない。	18	その他
03補足給付	09 [20歳未満] 具体的な認定方法	01総論	115	18、19歳の施設入所者について、出身世帯が非課税世帯であり、社会福祉法人減免に該当する場合、補足給付の計算式上の「定率負担相当額」は低所得1の場合7,500円、低所得2の場合12,300円となるのか。	20歳未満の場合は、補足給付の計算は社会福祉法人減免前の額で計算するものである。（但し、低所得2の補足給付の額の計算にあたっては、定率負担は実際の負担額ではなく、1.5万円として計算する。）	18～19	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
04月額上限額の管理方法	01総論	01総論	116	平成18年4月から9月までは、現行法の施設訓練等支援費と自立支援法の介護給付費等が併存するが、この場合、 ・負担上限額はそれぞれ管理するのか。 ・高額障害福祉サービス費の支給にあたっては、両者は合算されるのか。	障害者自立支援法と身体障害者福祉法・知的障害者福祉法では根拠が別となるため、介護給付費等と、施設訓練等支援費では、それぞれ別途上限額を設定することとなり、高額障害福祉サービス費等により合算されることとなる。 この場合、運用上管理できる場合には、両者を併せて上限額管理（高額障害福祉サービス費等の現物給付化）により対応し、管理できない場合は、償還により給付を行うこととなる。	-	課長会議Q & A
04月額上限額の管理方法	01総論	01総論	117	同一利用者が社会福祉法人（社会福祉法人減免有り）とそれ以外の事業者からホームヘルプサービスを受けている場合、利用者負担上限額管理上はどのように算定するのか。	ご質問の様な場合の利用者負担の上限額管理においては、原則として社会福祉法人減免適用後の社会福祉法人によるサービスに係る利用者負担額と、それ以外のサービスの利用者負担額を合算することとなる。	-	課長会議Q & A
05生保減免	01総論	01総論	118	世帯の特例を使った場合には、生保減免の世帯の取扱いはどうなるのか。	生保減免については、障害福祉サービスの減免を受けなければ、生活保護の対象となるが、障害福祉サービスの減免措置を受けられるために、生活保護の申請を却下される者を対象とするため、生活保護減免の判断を行うに当たっては、生活保護における世帯の範囲で判断されることとなるため、世帯の特例の取扱いとは関係なくなる。	2 3	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
05生保減免	02軽減の方法	01総論	119	生活保護への移行防止で「より低い上限額を適用」と言うのは、例えば低所得2（月額上限24,600円）に属する階層の人が、あと5,000円は上限額を下げなければ生活保護を必要とすると判定された場合、上限額を19,600円に設定するということかそれとも低所得1の区分（月額上限15,000円）を適用するということか。	低所得1の区分（月額上限15,000円）を適用することとなる。	23	課長会議Q & A
05生保減免	03手続き	01総論	120	生保減免の対象者だということはどういうように確認を行うのか。実際にこの制度が始まって、生活保護申請をされた段階で保護担当のほうで確認をし、その結果、生活保護が必要であるとの結論を得たところで始めて適用になるのか。	<p>生保減免は、介護保険の減免と同様に、福祉事務所に生活保護を申請し、障害福祉サービスによる減免を受ければ、保護の対象とならないため、保護を却下され、その際に交付される「境界層証明書」を市町村に提出することにより実施することとなる。</p> <p>この方法による場合は、通常的生活保護申請に対する手続により適否を判定し、対象者を把握することとなる。</p> <p>なお、実務上、利用者負担の見直しによる負担額は一定程度事前に把握できる場合については法律上の準備規定に基づき、施行前に認定を行うことは可能。</p> <p>「障害者自立支援法における境界層対象者に対する負担軽減措置の取り扱いについて」（平成18年1月13日付け各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）生活保護担当課生活保護担当係長あて厚生労働省社会・援護局保護課保護係長・医療係長事務連絡）を参照のこと。</p>	23	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
05生保減免	04具体的な事務の流れ	01総論	121	生活保護減免について、定率負担額及び補足給付額を算出するのは、生活保護担当か障害担当か。	生活保護申請があった際、申請者が生活保護減免対象者（境界層対象者）に該当する場合、生活保護担当から「境界層証明書」が発行される。 障害担当に対し「境界層証明書」を添付して生活保護減免の申請がなされるので、その内容に従い、障害担当において定率負担額及び補足給付額を算出することになる。 「障害者自立支援法における境界層対象者に対する負担軽減措置の取り扱いについて」（平成18年1月13日付け各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）生活保護担当課生活保護担当係長あて厚生労働省社会・援護局保護課保護係長・医療係長事務連絡）を参照のこと。	23	ヘルプデスク
06高額障害福祉サービス費	01総論	01総論	122	高額サービス費は償還払いが原則となっているが、事業者の了解が得られた場合には、世帯単位での上限管理票により、償還払いをしない方法も可能かどうか。	原則は償還払いを想定しているが、世帯単位で管理が可能であれば、償還払いによる方式をとらないことも差し支えない。	24～37	課長会議Q&A
06高額障害福祉サービス費	01総論	01総論	123	高額障害福祉サービスの合算をする場合の世帯の範囲について、住民基本台帳上の世帯との説明があったが、税法上、健康保険上障害者を扶養しない場合の世帯の範囲の特例を選択した場合も合算範囲は住民基本台帳上の世帯となるのか。	世帯の特例の対象である者については、住民基本台帳上の世帯ではなく、特例の世帯により世帯認定を行う。	24～37	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
6高額障害福祉サービス費	01総論	01総論	124	高額障害福祉サービス費の支給について、償還払い方式ということであるが、本人からの支給申請を待って償還を行えば足りるのか、それとも市町村において負担額の管理システムを構築し、該当者に対して申請するよう促す必要があるのか。	高額障害福祉サービス費の支給については、本人からの申請に基づき償還していただくものであるが、市町村においての扱いとすることも差し支えない。	24～37	課長会議Q&A
6高額障害福祉サービス費	01総論	01総論	125	市町村が高額障害福祉サービス費や社会福祉法人減免制度に基づき支出をした場合、10月以降分は、政令市・中核市を含む全ての市町村が県負担（補助）金の対象となるが、4月～9月分については県負担（補助）金の対象となるのは、町村のみ、政令市・中核市を除く市町村、政令市・中核市を含む全市町村、のいずれとなるのか。	自立支援法の高額障害福祉サービス費は、介護給付費等と同じ、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の高額施設訓練等支援費は他の施設訓練等支援費と同じ。 (いずれも4月～9月の間の取り扱い。) 社会福祉法人減免については、07-01-01の135及び137を参照されたい。	24～37	ヘルプデスク
6高額障害福祉サービス費	01総論	01総論	126	介護保険料も合算対象となっているが、介護保険料には滞納措置があり、その措置により、通常費用の1割り支払うところ、10割払っている人や3割払っている人がいる。このような人の実際の支払額まで合算して償還するのか。 滞納により介護保険料の高額介護サービス費が受けられなくなっている人がいるが、このような人の実際の支払額まで合算して償還するのか。	本来滞納していなければ負担することになる額までを合算対象とし、滞納により増えた負担額は合算対象としない。	24～37	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
6高額障害福祉サービス費	02合算の対象とする事業	01総論	127	高額障害福祉サービス費の取り扱いについて、介護保険の市町村特別給付に係る利用者負担額は含まないと理解してよろしいか。	高額障害福祉サービス費の合算の対象となる介護保険法の規定による負担については、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の対象となる給付に係る負担に限るものである。	24～37	課長会議Q&A
6高額障害福祉サービス費	02合算の対象とする事業	01総論	128	18年10月からの障害児施設の利用者負担の見直し以降に、障害児が障害者自立支援法に基づく介護給付と児童福祉法に基づく障害児施設支援(通園)の両方を受ける場合、世帯としての負担軽減(高額障害福祉サービス費)はどのようになるのか。また、18年1月から9月までの間の負担軽減策は講じられるのか。	平成18年10月以降は、障害者自立支援法に基づく介護給付と児童福祉法に基づく障害児施設支援は高額障害サービス費における合算の対象となる。 平成18年4月～9月は、合算の対象とはならない。	24～37	課長会議Q&A
6高額障害福祉サービス費	02合算の対象とする事業	01総論	129	高額障害福祉サービス費の算定に際しては、利用者負担資料によると、平成18年4月から9月までの間、障害者自立支援法に基づく介護給付と身体障害福祉法及び知的障害者法に基づく施設訓練等支援費に係る定率負担部分の合算を行う旨の記載があるが、これは自立支援法のどの規定に基づくものなのか。	障害者自立支援法第33条に基づき、障害者自立支援法施行令第19条～第21条に規定している。	24～37	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
6高額障害福祉サービス費	02合算の対象とする事業	01総論	130	障害者自立支援法のサービスを利用していない利用者（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づくサービスの利用者）については、それぞれ各法の規定に基づき按分した額を償還するとあるが、児童福祉法の按分額は市から個人へ償還するのではなく、県から個人へ償還するという意味か。	児童福祉法に基づくサービスを受けている（障害児施設における施設入所のサービスの利用している）利用者については、お見込みのとおり、県から償還することとなる。	24～37	ヘルプデスク
6高額障害福祉サービス費	02合算の対象とする費用	01総論	131	介護保険の利用者負担額の合算対象から、障害児の保護者が外されているが何故か。	高額障害福祉サービス費は同一人が介護保険と障害福祉サービスを利用している場合を合算の対象とするためである。 ご指摘の合算対象については、介護保険を利用する保護者（但し保護者は障害福祉サービスの利用者でない場合）分の負担を合算対象から除くためである。	24～37	ヘルプデスク
6高額障害福祉サービス費	03支給額	01総論	132	償還基準額について、2人世帯で2人とも収入が障害基礎年金2級のみである場合、低所得1となると考えて良いか。	17年12月26日課長会議において配布した「高額障害福祉サービス費について（補足資料）」 3「利用者負担について」24ページを参照されたい。	24～37	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
6高額障害福祉サービス費	04世帯の変更	01総論	133	月の途中で世帯に変動があった場合、例えば、障害者AとBが同一世帯であったが、月の途中でBが別世帯となり、月の途中で障害者Cが障害者Aと同一世帯となった場合は、どのように合算をするのか。	障害者Aの1ヶ月分と障害者Bの前半の利用分、障害者Cの後半の利用分を合算して、償還する。 この場合に、ただし、Bが同一世帯になること又はCが同一世帯になることにより世帯の所得状況が月の途中で変化したことにより、基準額が変動する場合には、Cの利用者負担分は合算せず、当該月は従前の基準額で（AとBの前半分のみ）高額障害福祉サービス費を算定し、翌月からCの分も加えた額を対象とした上で、変更した基準額を適用する。	24～37	その他
07社福減免	01総論	01総論	134	社会福祉法人減免は法の規定に基づき実施されるものなのか。また、施行時期は平成18年4月1日と解してよいか。	社会福祉法人減免は予算措置によって行われるものである。 また、平成18年4月1日より施行される。	38～43	課長会議Q&A
07社福減免	01総論	01総論	135	社会福祉法人減免の国・都道府県・市町村の負担割合はどうなるのか。	社会福祉法人減免については、18年4月より、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1でそれぞれ負担する（大都市特例はなし）。	38～43	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社福減免	01総論	01総論	136	社会福祉法人減免の公費助成について減免額5%を境に差がつけられているのは何故が。	社会福祉法人は、公益性を有することから税制上等の優遇を受けていることから、本来低所得者等に対する配慮が期待されている、社福減免の制度は、このような配慮を促進する観点から、低所得者に対する減免を行った際、減免額の一部を助成するものである。 5%を超えると助成の割合が大きくなるのは、本来徴収すべき額の5%を超えてさらに法人が減免を行っている場合には、事業者の負担が重くなることを考慮して、手厚く助成を行うこととしているものである。	38～43	その他
07社福減免	01総論	01総論	137	市町村が社会福祉法人減免制度に基づき支出をした場合、10月以降分は、政令市・中核市を含む全ての市町村が県負担（補助）金の対象となるが、4月～9月分について県負担（補助）金の対象となるのは、町村のみ、政令市・中核市を除く市町村、政令市・中核市を含む全市町村、のいずれとなるのか。	社福減免は介護給付費等とは異なり4月から大都市特例が適用されないため、すべての市町村分が県補助の対象となる。	38～43	ヘルプデスク
07社福減免	01総論	01総論	138	社会福祉法人減免を行うと都道府県に申請した社会福祉法人は、減免を認められた全ての利用者に対し、減免をしなければならないのか。	同一の事業所を利用する対象者は全て減免するものである。	38～43	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社会福祉法人減免	03公費負担による減免対象	01総論	139	<p>社会福祉法人減免の申請時の収入・資産の認定について、事務の簡素化の観点から下記のとおり取り扱って良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入額 = 主たる生計維持者の収入額 + 障害者の年金額（年金以外の収入を含まず。） ・預貯金 = 障害者名義の預貯金等 ・不動産 = 障害者名義の不動産 	<p>障害者、主たる生計維持者ともに、収入（年金以外の収入も含む）、預貯金、不動産を把握する。</p>	38～39	ヘルプデスク
07社福減免	03公費負担による減免対象	02公営の「社会福祉事業体」の意味	140	<p>社会福祉法人減免は、公立施設も対象となるのか。社会福祉法人への運営委託している場合はどうか、指定管理者制度を利用している場合はどうか。</p>	<p>介護保険制度と同様、社会福祉法人のみならず、公営施設も対象となる。社会福祉法人への運営委託をしている場合、指定管理者制度を利用している場合も同様である。</p>	39	課長会議Q&A
07社福減免	03公費負担による減免対象	03対象事業	142	<p>社会福祉法人減免の対象となる場合として、在宅者が通所施設、デイサービスを利用する場合、20歳未満の施設入所者、ホームヘルプ等（居宅介護、行動援護、外出介護）が挙げられているが、限定列举か。</p>	<p>お見込みのとおり。18年10月以降の対象サービスについては現在、検討中である。</p>	38	その他
07社福減免	03公費負担による減免対象	03対象事業	143	<p>障害児の通所施設についても、社会福祉法人減免や食費軽減措置が設けられる予定か。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>	38	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社福減免	03公費負担による減免対象	03対象事業	144	社会福祉法人減免の対象事業について、短期入所、重度障害者等包括支援等は対象とならないと思われるが、対象外とする理由は何か。	社会福祉法人減免は主として居宅サービスの激変緩和措置として行われるものであるが、短期入所については利用期間が短期間であることから激変緩和措置の必要性がないと判断している。 18年10月施行分の減免対象となる障害福祉サービスについては、現在検討中である。	38	課長会議Q&A
07社福減免	04公費負担による減免対象となる低所得者	01総論	145	社福減免の収入基準額については、どこまで収入を見るのか。控除できる収入等はあるのか。	市町村民税非課税世帯に属する者のうち、さらに負担能力がないものを判断するため、基本的には、非課税収入や個別減免における特定目的収入等も含むすべての収入額で判断する。 ただし、所得税の算定において、「必要経費」と認められるものについて、申請者から提出があった場合等については、収入額から控除して認定できるものとする。	39～40	その他
07社福減免	04公費負担による減免対象となる低所得者	01総論	146	社会福祉法人減免の判定の際、恩給、傷病手当も収入に含まれると考えてよいか。	社会福祉法人減免の判定の際については、恩給、傷病手当も収入に含まれる。	39～40	ヘルプデスク

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社福減免	04公費負担による減免対象となる低所得者	01総論	147	社会福祉法人減免の対象者についての世帯認定についても、世帯の特例の適用を受けた低所得1, 2の場合には、世帯の特例適用後の世帯で認定すればよいと考えてよいか。	お見込みのとおり	39 ~ 40	ヘルプデスク
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	148	地域に特定の障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等が存在しない場合にはNPO法人も対象になると聞いているが、この場合の「地域」の範囲はどの程度までをいうのか。(例えば中学校区程度と考えてよいか。)	原則として市町村を単位とする。	42 ~ 43	課長会議Q&A
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	149	当該市町村に特定の障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等が存在しない場合には、NPO法人も対象になると聞いているが、株式会社はどうか。	社会福祉法人以外の法人が対象となる。株式会社等についても同様である。	42 ~ 43	課長会議Q&A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	150	<p>社会福祉法人以外の事業者を利用している障害者も多いため、NPO法人等に社福減免を認める際に、市町村に特定サービスを提供する社会福祉法人等がない場合という要件を外すべきである。</p> <p>現行の取り扱いにおいて、市町村は社福減免対象者に対する利用調整を要する趣旨か。</p>	<p>現在のところ、対象事業所の拡大は考えていない。社福減免の対象となる事業所を利用するかどうかは、利用者の選択による。市町村は、情報提供や利用者の相談に必ず必要はあるが、利用調整を要するものではない。</p>	42 ~ 43	課長会議Q & A
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	151	<p>営利法人などの社会福祉法人以外の法人が、同様の減免措置を独自に（公費助成を受けずに）実施することの可否について、法の趣旨からすれば認められないと考えてよいか。</p>	<p>指定基準によりおいては、利用者負担を取るものと規定されているところ。と明記するかどうかは検討中。</p> <p>ただし、利用者負担をとらなかった場合については、利用者負担をとらなかった部分を含まずにかかった費用ととらえるため、報酬が減額されることとなる。（仮に利用者負担分10%を全部減免した場合については、残りの90%をかかった費用としてとらえるため、報酬が90%の90%（=81%）になる。）</p>	42 ~ 43	ヘルプデスク
08スケジュール	01総論	01総論	153	<p>定率負担や食費が自己負担になるのは18年4月からということか</p>	<p>お見込みのとおり。</p>	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
08スケジュール	01総論	01総論	154	デイサービス（障害者）について、18年4月から18年9月までの間は、介護給付費で支給するとしても、支給決定や利用者負担の部分など、どのようになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・18年4月から18年9月までの間の障害者デイサービスに係る支給決定についても、通常の介護給付費の支給決定と同様の方法で行うこととなる。 ・18年4月から18年9月までの間の障害者デイサービスに係る利用者負担については、原則として、所得階層ごとに負担上限月額を設定した上で、サービスに要する費用の1割を負担していただくこととなる。また、食費については、実費負担とした上で、低所得者に対しては、食材料費のみの負担となるよう負担軽減措置を図っている。 	-	課長会議Q & A
08スケジュール	01総論	01総論	155	居宅介護（移動介護）が18年10月から地域生活支援事業に移るまで（18年4月～18年9月まで）は、外出介護として介護給付費で支給するようだが、支給決定や利用者負担に関する位置づけはどのようになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・18年4月から18年9月までの間の外出介護に係る支給決定についても、通常の介護給付の支給決定と同様の方法で行うこととなる。 ・18年4月から18年9月までの間の外出介護に係る利用者負担については、原則として、所得階層ごとに負担上限月額を設定した上で、サービスに要する費用の1割を負担していただくこととなる。 	-	課長会議Q & A
08スケジュール	01総論	01総論	156	次の事業の利用者負担の見直しの時期をお示しいただきたい。 (1)精神障害者社会復帰施設、児童入所施設 (2)福祉工場（身体）、小規模通所授産施設（身体・知的） (3)福祉ホーム（知的）	(1)のうち児童入所施設については18年10月、精神障害者社会復帰施設については新体系へ移行したのから利用者負担の見直しを行う。 (2)については、新体系に移行したのから。 (3)については地域生活支援事業へ移行することとなるため、見直し時期は18年10月となるが、その内容については検討中。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
09通所施設食費	01総論	01総論	157	<p>7 / 2 2 課長会議資料 1 - 1 の 2 8 ページの * 印に、「食費のうち人件費相当分を給付するため、人件費の 1 割（定率負担分として 1, 0 0 0 円）」とありますが、これは、食費軽減措置を受けた場合、支給される人件費の 1 割として 1, 0 0 0 円を定率負担分に上乗せするということが。</p> <p>具体的には、このページの低所得 の例は、事業費の 1 割で 1 4, 9 0 0 円、人件費の 1 割で 1, 0 0 0 円、合わせて 1 5, 9 0 0 円の定率負担が生じるという意味でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>通所施設利用者の食費負担のうち人件費部分を軽減する経過措置は、低所得者については人件費部分を経過的に報酬対象とする形で行うので、上乗せした当該人件費部分の報酬についても定率 1 割負担の対象となる。</p>	-	課長会議 Q & A
09通所施設食費	01総論	01総論	158	<p>デイサービス、ショートステイの食費自己負担は、通所施設における食費負担軽減措置の対象となるのか。ならないとすればその理由は何か。</p>	<p>デイサービス及びショートステイの食費に係る自己負担については、通所施設の食費軽減措置と同様に、低所得者を対象として食事のうちの人件費相当分を給付し、利用者の負担は食材料費のみの負担とする扱いをすることとなる。</p>	-	課長会議 Q & A
09通所施設食費	01総論	01総論	159	<p>低所得者に対する通所施設の食費の人件費部分については、どのような形で支払われるのか。</p>	<p>報酬として施設に支払われる。（法定代理受領）</p>	-	課長会議 Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
09通所施設食費	01総論	01総論	160	通所施設等食費軽減措置についての申請はどのように行えばよいのか。また、当該軽減措置は受給者証に記載しなければならないか。	負担上限月額設定の際に市町村民税非課税世帯の者であることが確認できれば足りるため、別途通所の食費の軽減措置の申請は必要ない。 なお、通所施設の食費の軽減措置は生保世帯、低所得1、低所得2の者が対象となるため、受給者証には特記しないこととしているので、対象事業者には上限額で確認する旨を周知していただきたい。（一般（上限額が37,200円）以外の者が対象。）	-	課長会議Q & A
09通所施設食費	01総論	01総論	161	通所施設の食費軽減措置について、人件費相当分が国基準を上回った場合、実費負担分を補助基準額として算定するのか伺いたい。 また、食材料費が230円以上で人件費が430円を下回った場合、算定はどうか。食費については、施設毎に契約となるが、今後示される国基準単価に関わらず施設との契約の中で1/3程度の利用者負担を求めることとして良いか。	通所施設の食費軽減措置は、報酬に人件費相当分として一定額を加算するものである。加算がある人については、食材料費のみ徴収できる。 食材料費は契約による。	-	ヘルプデスク
09通所施設食費	01総論	01総論	162	短期入所については社会福祉法人減免が適用されないとのことであるが、通所サービスで適用される食費負担額の減免措置（人件費相当分の減免）についても減免の対象外となるのか。	短期入所を利用する低所得者（生活保護、低所得1、低所得2）については、通所サービスで適用される食費負担額の減免措置の対象となる。（人件費相当分が給付され、食材料費のみの負担となる。）	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
10就労関係	02就労継続支援（雇用型）における減免	01総論	163	雇用形態によらない就労継続支援について、利用者負担の趣旨から判断して利用者負担の減免はできないとする場合、工賃から利用者負担額を差し引いて工賃を支給することは可能とするのか、または、利用者負担の性質上、工賃から利用者負担額を差し引くことは適切でないとするか、いずれか。	雇用形態によらない就労継続支援について、工賃からサービスの利用者負担額を控除して支給する場合は、当該サービスの利用契約において、その旨を明示したうえで実施されたい。	-	課長会議Q & A
10就労関係	02就労継続支援（雇用型）における減免	01総論	164	雇用型就労継続支援における利用者負担の軽減措置と社会福祉法人減免による軽減措置との関係はどうなるのか。	社会福祉法人が実施する雇用型就労継続支援については、社会福祉法人減免と雇用型事業者による負担軽減措置の双方を利用することができるが、雇用型事業者減免措置を優先的に適用し、雇用型事業者減免を実施している場合には、当該事業者は、社会福祉法人減免による公費助成の対象とならないものとする。 （もともと社会福祉法人減免による公費助成については、事業者の低所得者に対する配慮措置を促進するために実施するものであるため、すでに低所得者やそうでない者も含めて、全体として、軽減措置を行うことを決定している事業者に対し、さらに公費による促進を行う必要がないものである）	-	その他

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
10就労関係	02就労継続支援（雇用型）における減免	01総論	165	雇用型就労継続支援事業について、利用者負担を軽減する対象者を限定することは可能か。	雇用型就労継続支援事業における利用者負担の軽減措置については、雇用関係を結ぶどの利用者に対しても実施するものであり、個別の利用者ごとに取扱いを変えることは認められない。	-	その他
10就労関係	02就労継続支援（雇用型）における減免	01総論	166	非雇用型の就労継続支援について、事業者の判断で利用者から負担を取らないことは可能か。	雇用型についてのみ、他の事業との違い（事業者と利用者が雇用関係にあること）を考慮して、事業者の負担により利用者の負担を減免できることとしたところであり、非雇用型も含め、他の事業で同様のことを実施することは考えていない。	-	課長会議Q & A
11障害児施設	01総論	01総論	167	障害児施設の過齢児の利用者負担は、障害者と同様ということであるが、重度心身障害児施設の年齢超過児の取扱いはどのようになるのか。	医療機関である障害児施設における負担の合計額は福祉型における負担額と同様となるよう設定しているところ。 加齢児については、福祉型の施設の20歳以上の場合と同様の負担額となるよう、設定している。具体的な計算方法については、12月26日の課長会議資料を参照。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
11障害児施設	01総論	01総論	168	児童施設も契約行為となるが、利用者負担金は者と同じと考えてよいのか。	障害児施設における負担額は、利用契約となることに伴い、現在すでにお示ししている18歳未満に係る施設の負担額と同様の負担額となる。 医療機関である障害児施設における負担については、その合計額は福祉型の施設と同様の負担額となるよう設定しているところ。 具体的な計算方法については、12月26日の課長会議資料を参照。	-	課長会議Q & A
11障害児施設	01総論	01総論	169	利用者負担に係る配慮措置に関する説明資料では、「施設における食事提供の規制緩和等を進めコストの低下を促す」とされていますが、障害児施設における調理業務の外部委託が、構造改革特区でなくても実施できるようになるのか。施設外で調理し、搬入することもできるようになるのでしょうか。	特区については平成17年度末に全国展開されるた。 施設外からの搬入については、検討中である。 全国展開については、 特区で実施していた内容を全国で行うことができるようにしたものである。	-	課長会議Q & A
11障害児施設	01総論	01総論	170	平成18年10月から、障害児施設を契約制度により利用する場合は定率負担、措置制度により利用する場合は応能負担となるが、契約か措置かによって利用者負担が大きく異なることがないよう、所要の措置（経過措置、個別減免措置など）を講ずる予定はあるか。	障害児施設については18年10月より原則として、契約制度による利用となる。 これに伴い、利用者負担についても、すでにお示ししているとおり、見直されることとなる。 利用者負担の軽減措置についてはすでにお示ししているとおり、食費の軽減措置や社会福祉法人減免等を実施することとしているところ。 利用契約の導入に当たっての具体的な手続き等については、1月25日の部局長会議においてお示ししているところであるが、さらに詳細なものについては、5月末から6月初めにはお示ししたいと考えている。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
11障害児施設	01総論	01総論	171	<p>平成18年10月から契約の基づく障害児施設の利用が開始となるが、</p> <p>1 契約に基づく場合 ・児童福祉法において障害児施設給付費の支給を追加。(法24条の2) 費用 = 国1/2 + 県(政令市)1/2 なお、利用者負担は、定率1割(減免制度あり)となる。</p> <p>2 措置に基づく場合 ・児童福祉法には施設入所に係る都道府県の措置は残る。(法27条の1の3) 費用 = 国1/2 + 県(政令市)1/2 利用者負担は応能負担(現行どおり)</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、契約に基づく場合については、支給決定を受けた者(障害児の保護者)の属する世帯の所得状況に応じた負担上限月額が設定されることとなる。</p> <p>また、措置に係る本人又は扶養義務者の負担は、現行どおり。</p>	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	01総論	172	<p>障害者自立支援法第29条第1項の厚生労働省令で定める費用(「特定費用」)はサービスの種類に応じて定めるとされているが、短期入所については、食費、日用品費のほか、個室利用料や光熱水費も対象となるのか。</p>	<p>4月から9月については、障害者自立支援法第29条第1項の規定により、食費、日用品費、個室利用料及び光熱水費は実費負担の対象となる。同項に規定する厚生労働省令で定める費用(4月から9月については「特定費用」)の内容については、現在検討中であり、出来る限り速やかにお示ししたいと考えている障害者自立支援法施行規則第25条でお示しているところ。</p> <p>なお、個室利用料については、自己の選定により利用する場合を想定しており、サービスの必要上から、個室での処遇が必要な場合など一定の場合については、利用料を徴収できないこととするなどの基準を合わせてお示しすることとしている。また、10月以降の新体系における取扱いは現在検討中であり、速やかにお示ししたい。</p>	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	01総論	01総論	173	ケアホーム利用者の利用者負担の認定は、グループホームと同様に考えるのか、それとも施設入所者と同じと考えるのか。	グループホーム入居者と同じ扱いとなり、預貯金等が一定額以下の者等については、個別減免の対象となる。	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	01総論	174	介護給付費等の額に関する経過措置（附則第12条）により、法第29条第3項は、（前略）介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（中略）から当該費用の額の100分の10に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除して得た額とすると読み替えられる。 これは、H18.4～H18.10の間は、定率負担ではなく、定額負担が継続するものと解釈できるがいかがか。	障害者自立支援法に基づく介護給付費又は訓練等給付費等については、原則として、90/100の給付率として10/100の定率による自己負担とすることとしているが、 端数処理等の事務処理上、一定期間は1割負担に相当する定額により設定することを可能とするべく、省令で算定する旨の経過措置を設けているものであるが、現在、特別の設定を置かない方向で検討をしているところ。 （そのまま定率の1割を負担とする） あり、当該省令においては、負担額の算定に当たっての端数処理をお示ししている。（定率負担となり、定額負担は継続していない。）	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	01総論	175	負担上限月額、個別減免、補足給付等の認定は申請主義となっているが、知的障害者等で申請するだけの能力がなく、法定代理人等もいない場合、施設が申請代理を行うこととなるのか。	成年後見人制度や権利擁護事業を活用されたい。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	01総論	01総論	176	<p>障害福祉サービスに係る利用者負担額については、介護保険サービスの自己負担額と同様に、確定申告における医療費控除の対象となると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、控除の対象となるサービスや利用者負担の範囲等について、確定申告の時期の前までに、利用者及び事業者に周知する必要があることから、余裕を持って、都道府県及び市町村等に通知されると理解してよろしいか。</p>	<p>現行の支援費制度では、居宅支援サービスのうち、居宅介護の身体介護、乗降介助、日常生活支援（身体介護に係る部分に限る。）及び短期入所（市町村により加算決定された遷延性意識障害者加算等に係る部分に限る。）については医療費控除の対象サービスとして整理しているところである。</p> <p>障害者自立支援法に規定するサービスについては、新規事業の内容を考慮しながら、支援費制度における医療費控除対象サービスの内容も踏まえ関係省庁と調整を進めているところであり、詳細については、速やかにお示ししたいと考えている。</p>	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	01総論	177	<p>介護保険法では消費税が非課税となるサービス等の範囲が示されているが、障害者自立支援法でも示されるのか。</p>	<p>地域活動支援センター、生活介護、就労移行支援、就労継続支援における生産活動についてのみ消費税は課税になる旨すでに規定されている。</p> <p>なお、旧法の授産施設における授産活動についても同様である。</p> <p>また、18年10月以降に新体系の障害者支援施設において設けることが可能となる予定である、利用者の選定による特別な居室等の取扱いについては、具体的な取扱いについては、追ってお示しすることとなる。</p>	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	01総論	02定率負担の基本的な考え方	178	施設は利用者負担の未納を理由にサービスの提供を断ることができるのか。できるのであれば決定されたサービスを受けられない者が生じるが、そのことについてどう考えているか。	現在の支援費制度においても、故意に利用者負担額を支払わないなど特段の事情がある場合に、法的措置により事業者は債権の確保が可能ではあるが、今回の制度改正では、所得に応じた数段階の負担上限月額その他、障害独自の制度として導入する低所得の入所者を対象とした個別の減免措置等により、きめ細やかな配慮をしているところであり、事業者は利用者に対し、懇切丁寧に、こうした特別措置の活用により負担可能であることを説明し、支払を求めることが適当であると考え	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	02定率負担の基本的な考え方	179	知的と身体施設の施設間の負担金の格差についてはどうなるのか。	従来まで、身体障害者更生施設、授産施設では、日常生活費の実費負担があるが、知的障害者更生施設、授産施設では負担がないなどの利用者負担の取扱いが異なっていたが、今後は、知的障害者の施設と身体障害者の施設の間での実費負担等の利用者負担は同一の取扱いとする。	-	課長会議Q & A
12その他	01総論	03端数処理	180	利用者負担について、1円単位まで算定される理由はなぜか。事務合理化等の観点から10円単位とすることはできないか。	介護保険における算定方法と同様の取り扱いとしており、1円単位までの算定としている。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	02施設入所者に係る医療費の公費負担	01知的障害者入所更生施設等入所者にかかる医療費	181	現在、知的障害者の入所施設に入所している者については、医療費（医療保険給付分、公費負担分は除く）を施設訓練費で負担していますが、平成18年4月から施設訓練費で負担せず、入所者本人が負担することになるのか。その理由は。	施設訓練等支援費の支給対象としている知的障害者の入所施設利用者の医療費については、平成18年4月の利用者負担の見直しに合わせて、医療費の公費負担は廃止することとしている。 医療費の公費負担を廃止する理由は、すでに医療費の公費負担を廃止している身体障害者施設入所者・精神障害者施設入所者や、在宅障害者との負担の公平を図るためである。 なお、自立支援医療の対象となる場合は、同医療費の支給対象となる。	-	課長会議Q & A
12その他	02施設入所者に係る医療費の公費負担	01知的障害者入所更生施設等入所者にかかる医療費	182	知的障害者の施設に入所している者の公費負担医療の廃止については、国から通知等発出されるのか。	平成18年3月7日付け障害福祉課長通知（障発第0307001号）「知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る公費負担の廃止について」を参照されたい。 速やかに関係通知を発出する予定である。 なお、医療保険に加入していない入所者については、国保等への加入手続きをとるよう働きかけていただきたい。	-	課長会議Q & A
12その他	02施設入所者に係る医療費の公費負担	02筋ジス療養等給付事業	183	進行性筋萎縮症者療養等給付事業については、予算事業としては平成18年4月に廃止され、平成18年4月から9月までは特定医療機関への委託事業となり、10月より療養介護に移行するとあるが、18年7月に利用者負担の見直しの時期がくる対象者の利用者負担について見直すことが必要か。	平成18年10月に利用契約制度へ移行することに伴い、利用者負担の見直しが必ず必要となるため、18年7月には見直しを行わず、18年10月に利用者負担の見直しを行うことで差し支えないこととする。	-	課長会議Q & A

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	02施設入所者に係る医療費の公費負担	03障害児施設医療費	184	施設入所児の公費負担医療費について、1割負担の発生に伴い、法別番号「53」は変更はないのか。	契約制度に移行するため、新たな番号設定を予定している。	-	課長会議Q & A
12その他	03療養介護	01総論	185	療養介護医療の範囲について教示された。 また、療養介護医療の自己負担額は、自立支援医療の自己負担額を適用するのではなく、福祉サービスにおける自己負担額によるものと解釈してよいか。結果、個別減免の対象となるものであると解釈してよいか。	療養介護の具体的なサービス基準等については、今後他のサービス体系とも合わせてお示しする予定。 療養介護における利用者負担については、医療機関である障害児施設の加齢児の自己負担と同様の仕組みとする。（医療機関である障害児施設の利用者負担については、12月26日課長会議資料を参照されたい。）	-	課長会議Q & A
01負担上限月額	03手続き	02世帯の範囲(原則)	186	保護者の一方が単身赴任しているため、父と母及び障害児（18歳未満）に世帯が分かれている場合の所得区分は次のいずれになるか。	保護者の場合は単身赴任の父を含め、同一世帯に属するものとみなす。	4	3月1日課長会議
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	187	障害者自立支援法施行令第18条第3項にいう「配偶者」とは、戸籍上の婚姻関係にある者に限定されるのか。内縁関係にある者も含むのか。	住民基本台帳上同一の世帯であれば、内縁関係も含む。	4～5	3月1日課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
01負担上限月額	03手続き	03世帯の範囲(特例)	188	20歳未満の施設入所者は、保護者等の世帯の所得で負担上限月額の認定を行うとされている。障害者自立支援法施行令第17条第3項では、「障害児の保護者を除く」とされていることから、18歳以上の障害者には世帯の特例が適用されると判断できるよいか。	18歳、19歳の入所者については、現に監護する者と同一世帯に属するものとみなして認定することとしているため、世帯の特例は適用されない。	4～5	3月1日課長会議
01負担上限月額	03手続き	04見直しの時期(原則)	189	平成18年4月1日基準日における20歳未満施設入所者(19歳)については、利用者負担額の認定において、補足給付のみが軽減措置であるが、本人が20歳に到達した際には、現行支援費と同様、利用者負担の見直しが必要であるか。また、見直しの時期及び適用日はいつか。	通常の見直し時期(7月)でよいが、市町村において必要に応じて見直すことは差し支えない。	4	3月1日課長会議
01負担上限月額	03手続き	05見直しの時期(特例)	190	配偶者のいない障害者が、住民基本台帳上の同一世帯に属する他の者の、地方税法上の扶養控除対象及び健康保険の被扶養者となっていない場合は、世帯の特例を適用できるか。	配偶者がいない場合は本人のみで世帯の特例を適用する。	4～5	3月1日課長会議
02個別減免	04収入の種類	03稼得等収入	191	雇用対策法第18条に基づく職場適応訓練の対象者が支給を受けた各種手当については、所得認定上はどのような扱いとすべきかについてご教示願いたい。	収入の性質上、稼得等収入とする。	9	3月1日課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	01総論	01総論	192	補足給付については、日額により支給されるが、朝・昼・夕の3食のうち、夕食を取らずに帰宅する場合など補足給付の夕食分が減額されることとなるのか。また、減額される場合、国として3食の単価又は減額の割合を示すことになるのか。	補足給付は1日単位で行う。 (3食のうち1食分だけ減らす等の取り扱いはしない)	14～19	3月1日課長会議
03補足給付	01総論	01総論	193	光熱水費は実費負担とされているが、冷暖房を利用する時期とその他の時期では経費が異なるが年平均とするのか。	年平均で設定する。	14～19	3月1日課長会議
03補足給付	01総論	02費用尺度	194	光熱水費の範囲は、居室に係るとされているが、居室以外の居住スペースを積算に含むことはできないのか。	居室のみである。 居室を含め、生活全般に係る費用とする。	14～19	3月1日課長会議
03補足給付	01総論	02費用尺度	195	食費4.8万円について、食材料費、人件費以外に厨房機器の減価償却費なども含まれるか。	含まれない。	14～19	3月1日課長会議
03補足給付	01総論	02費用尺度	196	入所施設における補足給付について食費、光熱水費の基準額は58,000円とされているが、その内訳については、食費48,000円まで光熱水費10,000円までとの制限はないと考えてよいか。	食費と光熱水費あわせて58,000円を超えなければよい。	14～19	3月1日課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	197	食費が58,000円を超える場合、超過部分を施設が負担することし、補足給付を適用して差し支えないか。	差し支えない。 (利用者に設定された負担限度額以上利用者から徴収しなければ差し支えない。)	15 ~ 16	3月1日課長会議
05生保減免	04具体的な事務の流れ	01総論	198	生保減免については、利用者本人が申請することとなるが、4月1日からの減免適用の希望がある場合、生活保護基準の確認に1ヶ月程度時間を要し、確認後、生保減免の対象となった場合、適用は申請日にさかのぼると解してよいか。	申請日の属する月の1日から適用される。	23	3月1日課長会議
07社福減免	03公費負担による減免対象	03対象事業	199	施設入所者で個別減免を受けている者が、入所施設とは別の通所施設を利用した場合、社会福祉法人減免の適用はあるか。	個別減免の対象者は、社会福祉法人減免の対象とはならない。	38	3月1日課長会議
07社福減免	05社会福祉法人等に対する公費助成	01総論	200	社会福祉法人減免に対する公費補助は年1回となっているが、自治体の裁量により、年数回に分けて(例えば四半期毎等)概算払いにより、法人に補助を行い、翌年度に精算する方法でもよいのか。	自治体の裁量により行って差し支えない。ただし、国庫補助については年に1回となる。	41 ~ 42	3月1日課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	201	市町村にて特定のサービスを提供する社会福祉法人等がないと認めた場合、社会福祉法人等以外の事業者も社福減免の対象となっているが、大規模な市町村等で、地理的条件から既存の社会福祉法人等からサービスを受けられない利用者がある場合、社会福祉法人等以外の事業者を社福減免の対象としてよいか。	特定のサービスを受けられない利用者があるかどうかという観点から市町村と都道府県との協議により決定されたい。	4 2 ~ 4 3	3月1日 課長会議
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	202	A市では社会福祉法人が身体障害者、知的障害者を主たるサービス提供の対象者としている。この場合、精神障害者や障害児を対象に社会福祉法人以外の事業者を社会福祉法人減免の対象としてよいか。	特定のサービスを受けられない利用者があるかどうかという観点から市町村と都道府県との協議により決定されたい。	4 2 ~ 4 3	3月1日 課長会議
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	203	社会福祉法人減免は、基準該当の事業者にも適用されるか。	適用される。実施申し出は市町村経由でされることになる。	4 2 ~ 4 3	3月1日 課長会議
07社福減免	06社会福祉法人減免の対象となる法人について	01総論	204	社会福祉法人減免の実施事業者として、「市町村、都道府県が実施する社会福祉事業体」があるが、これには市町村、都道府県が出資する福祉会社（社会福祉法人以外の財団法人等）が含まれるか。	社会福祉法人等以外の法人と同様の取り扱いである。	4 2 ~ 4 3	3月1日 課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
03補足給付	05 [20歳以上] 具体的な計算方法	01総論	205	利用者負担資料16頁一番下の段落、「あらかじめ、食費、光熱意水費にかかる実費負担として利用者から徴収する額（補足給付額と実際に実費として徴収する額）を契約に明示する」とはどのような趣旨か。	食費、居住費の実費として徴収できる範囲は、3月1日主管課長会議にて配布した「平成18年4月から9月までの間における障害福祉サービスの事業者の推定等に係る事務処理について（暫定版）」においてお示ししたとおりであるが、この範囲内で、どのような費用が含まれているか事業者が利用者に対し明確に示すということである。	16	3月1日課長会議
09通所施設食費	01総論	01総論	206	通所の場合の食費提供加算については、この制度の利用者からは食材料費のみ徴収とのことであるが、以前提示のあった食材料費230円を超えて徴収してよいか。 また人件費が加算額より多い少ないは問題ないか。	利用者との契約により食材料費は設定される者であるため、その設定された額が 提示のあった額230円 を超えても差し支えない。 加算は報酬額として決まった額支給されるため、実際の人材費の多寡とは関わりない。	-	3月1日課長会議
11障害児施設	01総論	01総論	207	障害児施設入所児では教育費も自己負担になるが、就学奨励費の支給はあるのか。	支給される。（文部科学省と協議済み）	-	3月1日課長会議
11障害児施設	01総論	01総論	208	障害児施設入所児の利用者負担については、大幅に負担増となる世帯が多いと思われるが、所得保障の一環として特別児童扶養手当の受給対象とすることを検討しているか。	特別児童扶養手当の見直しは検討していない。	-	3月1日課長会議

大項目	中項目	小項目	No.	質問内容	現段階の考え方	「利用者負担について」参照頁	出典
12その他	02定率負担の基本的な考え方	01総論	209	特定費用について、支援費制度における「特定日常生活費」のように内容を具体的に示されたい。	支援費制度における身体障害者施設における「特定日常生活費」と同様である。 （年度未までに通知発送予定）	-	3月1日課長会議